

鳥取市文化芸術活動支援補助金について（制度説明）

1. 概要

芸術家や文化芸術団体が市内で自ら行う文化芸術活動（舞台公演・作品展示・郷土文化の継承・技術向上のための講習会等）に対して、必要な経費の一部を支援します。

【目的】

- 芸術家・文化芸術団体の自主的な活動の促進
- 地域の文化芸術活動の振興
- 市民が文化芸術に触れる機会を増やす

2. 補助対象者について

(1) 芸術家

- 鳥取市内在住で、かつ、市内に主な活動拠点がある

(2) 文化芸術団体

次のいずれも満たす団体

- 鳥取市内に主な事務所または活動拠点がある
- 団体規約があり、代表者の氏名・住所や会計経理が明確である
- 構成員の過半数が市民である

3. 補助対象事業について

区分	主な事業内容	補助対象者	補助率	上限額
1	公演等	文化芸術団体	1/2	20万円
2	大規模公演等		1/2	50万円
3	作品展示会等	芸術家	1/2	10万円
4	郷土文化振興	文化芸術団体	1/2	25万円
5	技術力向上活動		1/2	15万円
6	市長が特に必要と認めるもの		市長が決定	

※区分1は周年事業を除き定例的な事業は対象外です。

※同一年度に申請できるのは1つの区分です。

※区分1と5は連続した年度で申請できません。

4. 対象にならない事業について

営利目的、寄付目的、宗教や政治の宣伝、学校内サークル活動、自らは出演せず企画運営のみ、主な目的が観光・スポーツ・地域振興など文化芸術振興以外、市からこの補助金以外の補助金を受けて実施、入場料が 3,000 円超（区分 6 は除く）の事業は、対象となりません。

5. 補助対象経費について

事業区分によって異なります。詳しくは要綱別表と収支予算（決算）書の注釈をご確認ください。

なお、交付決定後の支出が補助対象となります。例外として、事業実施に必要なかつ適切であると認める次の経費は、交付決定前の支出であっても対象となります。

- ▶ 早期に事業を周知するためのチラシ等の印刷費とその発送費
- ▶ 早期に手配する必要がある会場使用料、航空券、宿泊費

また、補助申請者や共催者、その同一世帯の家族、補助申請団体や共催団体とその構成員（構成員が所属する任意団体も含む）への支出は対象外です。

6. 補助金額の計算方法

補助金額は、A と B のいずれか少ない額（千円未満切捨）となります。

- ▶ A：補助対象経費×補助率 ※上限有・予算の範囲内
- ▶ B：事業費－収入

7. 手続きの流れ

①交付申請（必要書類の提出）→②審査・交付決定→③着手→④事業実施（完了）→⑤実績報告（必要書類の提出）→⑥審査・額の確定→⑦請求（請求書の提出）→⑧補助金支払
※①③④⑤⑦は補助申請者が行う手続き等、※②⑥⑧は鳥取市が行う事務処理です。

※交付申請から交付決定までの標準的な処理期間は 14 日です。事業開始までに余裕をもって申請してください。

※補助金は事業完了後の支払となりますが、必要があると認められるときは、例外として概算払が出来ます。詳細は、文化交流課へお尋ねください。

8. 申請に必要な書類

(1)交付申請

- ◆ 交付申請書（規則様式第 1 号）
- ◆ 事業計画書（要綱様式第 1 号）
- ◆ 収支予算書（要綱様式第 2 号）
- ◆ 団体の場合は規約・名簿 他

(2)実績報告

- ◆ 実績報告書（規則様式第 7 号）
 - ◆ 事業報告書（要綱様式第 1 号）
 - ◆ 収支決算書（要綱様式第 2 号）
 - ◆ 領収書・写真・チラシ 他
- ※報告期限：事業終了後 30 日以内または翌年度 4 月 20 日のいずれか早い日